

平成 28 年度 公共事業事後評価調書

1 事業の概要

事業名	北部地域特定環境保全公共下水道事業	事業所管課	上下水道局 技術監理室地域事業課 下水道部計画課
事業区間	北部周辺地域 大原，静原，鞍馬，高雄の 4 地区	延長又は面積	整備面積 A = 126 ha 延長 L = 50,583 m
事業概要 (目的・内容等)	市北部地域における快適な暮らしを支えるとともに，大原，静原，鞍馬，高雄の観光地などにおける高野川，貴船川，鞍馬川，清滝川といった河川の水質を改善し，さらに市内の中心市街部を流れる鴨川等の下流の水環境を守るため，下水道の整備を行う事業である。		

2 事業効果の確認

【事業の進捗状況】

都市計画決定		—	事業採択年度	平成 19 年度	用地着手年度	—
工事着手年度		平成 20 年度	完成年度	当初：平成 26 年度 実績：平成 26 年度	事業期間	当初：7 年間 実績：7 年間
事業費	再評価 (当初)	— (7, 928 百万円)	事業費【実績】	7, 025 百万円	事業費増減	903 百万円 減
市民 1 人当たりのコスト (総事業費÷市総人口)			約 4, 800 円/人			
事業実施中に表面化した問題点						
—						

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

社会経済情勢の変化	大原，静原，鞍馬，高雄の 4 地区では，下水道整備を待ち望む声が大きく，とりわけ観光地では公衆衛生の改善の必要性が高く，下水処理対策が喫緊の課題となっていた。京都市では，快適で衛生的な市民生活の確保や河川の良い水環境保全のため，下水道整備区域を着実に拡大し，現在の人口普及率は 99.5%に達している。
市民ニーズの変化	平成 7 年度以降，下水道整備の地元要望や市会への請願があり，平成 13 年に市会請願が採択された。これを受けて，整備手法等の検討を重ね，平成 19 年に「京都市北部地域等総合下水処理対策」の計画を策定した。 本事業により，市北部地域における快適な暮らしを支えるとともに，大原，静原，鞍馬，高雄の観光地等及び鴨川等市内の中心市街地を流れる河川における良好な水環境が守られることから，事業の効果が認識されている。
周辺環境の変化	京都市内中心部と鞍馬地域を結ぶ二ノ瀬バイパスの大部分が開通したことや，市内中心部と大原地区を結ぶ国道 367 号拡幅工事完了などの道路整備が進み，当該地域へのアクセスが向上した。

【上位計画から見た事業の位置づけ】

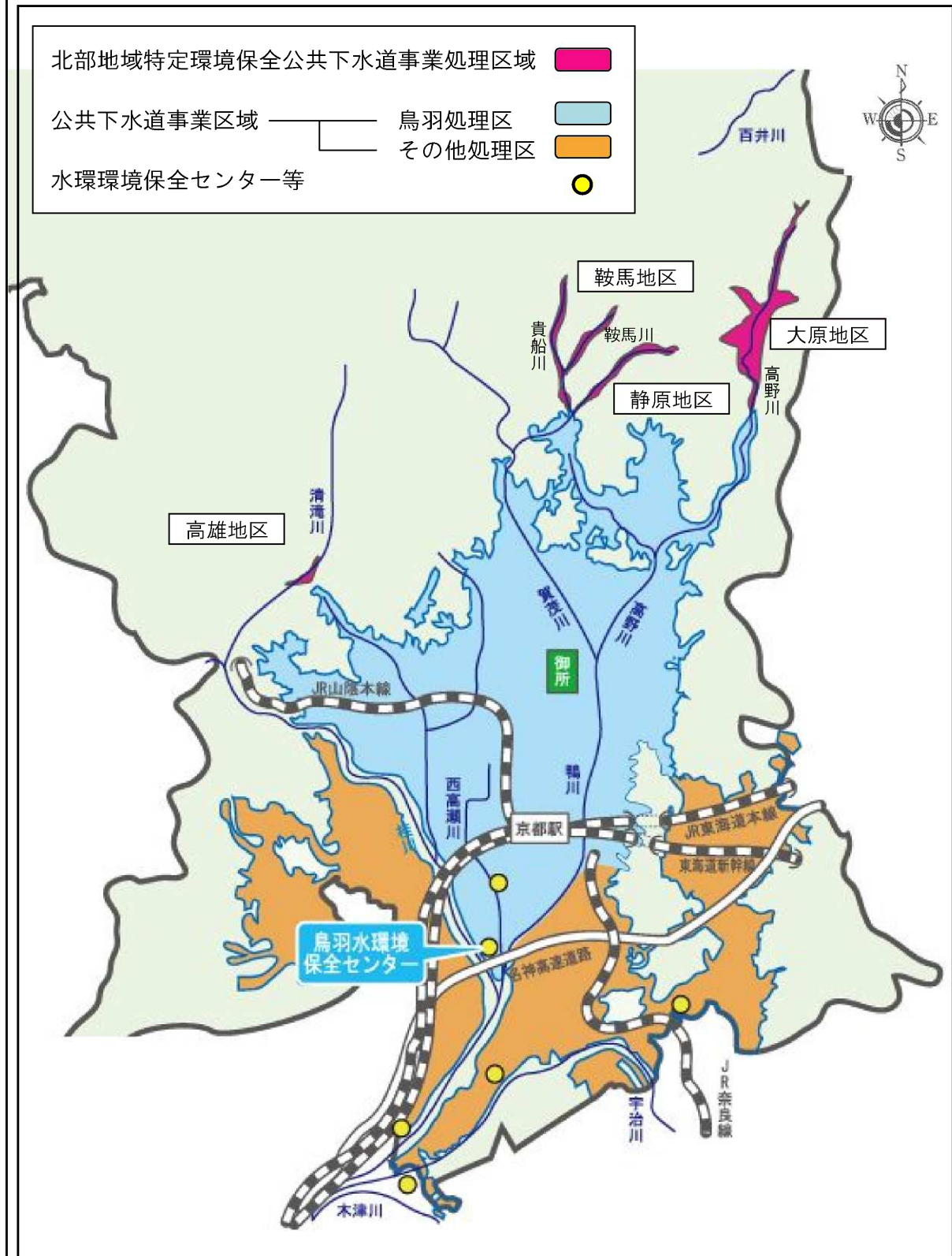
京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	京の水ビジョン （平成１９年１２月） 京都市下水道マスタープラン （平成１３年９月） 京都市水共生プラン （平成１６年３月）	市民に衛生的で快適な生活環境を提供し、市内河川の水質を保全する （受益者）：下水道整備対象区域住民、下流域住民、観光者

【事業実施に伴う各種効果等】

事業実施による効果	当該事業が該当する評価軸に係る評価指標から見た効果	評価軸に対する該当状況： 3 / 3
	上記以外の評価指標から見た効果	（定性的評価） ① 市内河川の水質を改善し、良好な水環境を維持する。 ② 下水道の整備区域の拡大により、市民に衛生的で快適な生活環境を提供する。 （定量的評価） ① 水の汚濁状態を表す指標（ＢＯＤ※）の年間平均値の低減 ０．９　mg/l　→　０．５mg/l以下 ０．４　mg/l　以上低減　〔高野川美濃瀬橋地点〕 ② 水洗化率の向上 ４４．３％　→　７５．４％ ３１．１％　向上 ※ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと
	事業実施による環境面からの効果	生活排水などを適切に処理することにより、河川など公共用水域の水質を改善し、大原、静原、鞍馬、高雄の観光地等や、下流の鴨川などの良好な水環境を守る事業である。 鳥羽水環境保全センターにおいて、４地区の汚水を下水道法や水質汚濁防止法を遵守した適切な水処理を行うことにより、河川など公共用水域に放流する水の水質が改善された。

3 対応方針

今後の事後評価の必要性		本事業の完成により、河川など公共用水域の水質を改善し、大原、静原、鞍馬、高雄の観光地等や、下流の鴨川などの良好な水環境を守るなど、事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価の必要性はない。
改善措置の必要性		本事業の完成により、整備効果が発現していることから、改善措置の必要性はない。
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価の手法等について	事業実施過程での苦労点、工夫など	観光地における工事のため、観光シーズンは工事の規制がかかり事業の進捗管理に苦労した。
	見直しの必要性	今回の評価手法により、本事業の整備効果が検証できたことから、同種事業の事業評価手法の見直しの必要性はない。



事業名：北部地域特定環境保全公共下水道事業

[写 真]

(事業前)



(事業完了後)



客観的評価指標（下水道事業（北部地域特定環境保全公共下水道事業））

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	生活排水などを適切に処理することにより、河川など公共用水域の水質を改善し、大原、鞍馬、高雄の観光地や、下流の鴨川などの良好な水環境を守る事業である。 鳥羽水環境保全センターにおいて、4 地域の汚水を下水道法や水質汚濁防止法を遵守した適切な水処理を行うことにより、良好な水質の処理水を公共用水域へ返すことができる。
市民と行政の パートナーシップ	当該事業を位置づけた京の水ビジョンの策定において、広く意見募集を行い、意見を反映させ事業を進めている。 また、京都市水共生プランにおける基本方針の一つとして「良好な水環境の実現」を位置づけ、市民、行政等が連携して取組を推進する。 さらには、整備の完了した地域から下水道への接続を進め、排水設備の適正な使用を促す。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
活性化	産業・商業	事業推進による良好な水環境の創出により □夜間人口が増加する ■入り込み観光客数が増加する □小売り業が活性化する	1 / 3
	大学	□事業推進にあたり、大学・研究機関の最新の研究成果が反映されている	—
まちづくり	くらしの水	■下水道計画区域下流の水環境の改善 高野川美濃瀬橋地点の BOD (事業前: 0.9 mg/l → 事業後: <0.5 mg/l) ■水洗化率の向上 (事業前: 44.3 % → 事業後: 75.4 %) 身近な生活環境の水路や側溝の水環境について ■水がきれいになる ■悪臭がなくなる ■有害昆虫や有害生物の発生がなくなる ■京都市下水道マスタープランに位置づけられた事業である。 ■放流先水域の水環境保全に係る計画と整合している。	7 / 7
行政経営の大綱		■審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている。 ■計画段階から市民参加により事業を進めている。	2 / 2